

大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校職員就業規則（平成4年大阪市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 次の各号に掲げる場合には、職員に 対し、当該各号に定める期間又は時間の特 別休暇を与えるものとする。</p> <p>[(1)～(5の3) 略]</p> <p><u>(5の4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得 ないで社会に貢献する活動（専ら親族に 対する支援となる活動を除く。）を行う場 合で、その勤務しないことが相当である と認められるとき 4月1日から翌年3 月31日までの間につき5日を超えない範 囲内で必要と認める期間</u></p> <p>[(6)～(13) 略]</p> <p>2 <u>第10条第8項及び第9項の規定は、前項 第5号の4、第6号の4、第10号及び第11 号の2から第11号の4までの規定による特 別休暇について準用する。この場合におい て、第10条第8項ただし書中「半日又は1 時間」とあるのは「1時間」と読み替える ものとする。</u></p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 [同左]</p> <p>[(1)～(5の3) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[(6)～(13) 同左]</p> <p>2 <u>第10条第9項及び第10項の規定は、前項 第6号の4、第10号及び第11号の2から第 11号の4までの規定による特別休暇につい て準用する。この場合において、第10条第 9項ただし書中「半日又は1時間」とある のは「1時間」と読み替えるものとする。</u></p>

備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線

は注記である。

#### 附 則

この規則は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。